

## 悪徳商法にご注意！

最近、コロナ禍で自宅にいる方が多いせいか、悪徳訪問販売などによる被害が増えています。下記に代表的な悪徳商法の例を紹介しますので、事例に当てはまるような訪問、電話を受けた場合は必ず身近な人、警察に相談して被害に遭わないよう注意しましょう。

### ①資格商法

法律、建築などの公的な資格とまぎらわしい名称の独自資格や、相場より高額な正規資格取得用の教材などを売りつける商法です。また、被害を受けた被害者に対し「国の救済制度ができました」などと言って手数料を名目に更に金銭を騙し取る二次被害も報告されています。もし内容に興味があってもその場で即答せず、実施主体、内容、費用などを自分で調べてから申し込むようにしましょう。

### ②送り付け商法

注文していない商品を勝手に送り付け、代金を一方的に請求する商法です。商品は生鮮食品、宗教や成人向けの本、DVDなど対応しづらいものが多いようです。受取拒否をするのが一番良い対応方法ですが、もし受け取ってしまったら14日間は「特定商取引法」に基づき保管義務が発生し、その間に使用、処分すると購入したことになってしまうので注意しましょう（期間経過後は自由に処分できます）。

### ③かたり商法

「消防署の方から消火器の点検に来ました」「保健所からの行政指導でこの一帯を消毒指導しています」など官公署から来たかのような紛らわしい言い方と服装で、消火器や消毒薬などを売りつける商法です。訪問者に名刺を提示してもらい、関係機関に電話で確認するなどし、すぐに契約しないようにしましょう。また、役場や消防署の職員が直接訪問し、物販をすることはありません。

### ④危険商法

換気扇や屋根の無料点検などと言って訪問し「換気扇が古くなっており、このままでは火事になる」「屋根が錆びており、このままでは雨もりがして家がくさってしまう」などと不安感を起こさせ商品を売りつける商法です。似たようなケースに「キャンペーン中だから特別価格です」などと言ってその場で契約を迫る「見本商法」や「悪霊がとりついている」「祟りがある」などと言って不安感をおとし入れ、高価な壺を売りつけたり、法外な祈祷料を要求したりする「霊感商法」もあります。



## ●もし契約してしまったら

訪問販売、電話勧誘販売ともに、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフによる無条件解約が可能です。

ただし、消耗品や通信販売、一部のサービスなどは解約できない場合がありますのでご注意ください。もし不安に思った場合は、北海道立消費生活センター「☎011-221-0110」か警察相談専用ダイヤル「#9110」にすぐ相談しましょう。

不審者や不審車両を見かけたら

警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署☎0144 ㊟0110 追分駐在所☎㊟2003

安平駐在所☎㊟2339 早来駐在所☎㊟2030 遠浅駐在所☎㊟2211 役場総務課☎㊟2511